

# 外国人受入事業者さんへのお願い

～海外から口蹄疫、ASF(アフリカ豚コレラ)、鳥インフルエンザ、CSF(豚コレラ)などの病気を侵入させないために～

外国人就労者が、海外から日本にお手荷物として持ち込むものやご家族等が外国人就労者宛に送る国際郵便物の中に、輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります。

このため

・入国時、肉製品等を日本に持ち込まないこと、また、外国人就労者のご家族等が肉製品等を送らないように、外国人就労者に周知してください。また、国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを外国人就労者に確認するようお願いいたします。

・もし、お荷物や郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、速やかに下記まで届出するよう伝えてください。

・検査を受けていない肉製品等を、届出せず受け取ることは罰則の対象です。

※ 検査を受けた郵便にはスタンプが押されています。



スタンプの見本

農林水産省 動物検疫所  
羽田空港支所 検疫第1課



TEL:03-5757-9752 FAX:03-5757-9755

東京都 産業労働局  
農林水産部食料安全課

TEL:03-5320-4845 FAX:03-5388-1456

## 海外からの**お手荷物**や**国際郵便物**に関する 動物検疫のお知らせ

中国やベトナム等、**口蹄疫**、**ASF(アフリカ豚コレラ)**、**鳥インフルエンザ**、**CSF(豚コレラ)**等の発生地域からの**生肉**、**加工・調理した肉**、**ハム・ソーセージ等の肉製品**の輸入は**禁止**されています。**罰則の対象**になりますので**速やかに届け出**ましょう。



国際郵便の例



禁止品の例